

1 国民の通告義務/児童福祉法第25条)

すべての国民は、親などに養育されることが不相当であると認められる子どもを発見した場合、福祉事務所又は児童相談所に通告する義務がある。

2 在宅指導<sup>1</sup>児童福祉法第26条、27条)

在宅指導は児童相談所が子どもを保護者から分離せずに親子関係の調整・指導を行っていく。児童相談所としては親からの抵抗が少ない状態で子どもの状況をつかむことができる一方、子どもと保護者が同じ家ですごしているため、危機的状況に陥ることもある。

3 保護者の同意による施設入所措置/児童福祉法第27条)

保護者の同意を得て、子どもを乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設に入所させたり、里親に委託する。

4 一時保護<sup>1</sup>児童福祉法第33条)

子どもの保護が緊急に必要であると判断される場合には、児童相談所で一時保護することができる。この一時保護は、児童相談所長の職権で保護者の意に反して行うことも可能である。職権による一時保護を行った場合には、保護者からの引き取り要求を拒むことができる。

5 保護者の同意によらない施設入所の承認の申し立て<sup>1</sup>児童福祉法第28条)

子どもを保護者から分離して保護する必要があるにもかかわらず、保護者の同意が得られない場合は、児童相談所は家庭裁判所に申し立て、施設入所に対する「承認」を得て入所を進めることができる。

6 立入調査<sup>1</sup>児童福祉法第29条)

虐待事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に判断して、法28条の承認の申し立ての必要性を判断するために、子どもの住居に立入り、調査することができる。状況によって警察の対応が相当と認められる場合は、事前協議と連携を得て、適切な調査の実施に努力する必要がある。

7 親権の喪失(児童福祉法第33の6)と未成年後見人の選任、解任(児童福祉法第33

7・第33の8)

子どもの虐待をする保護者などが、あまりに無謀で子どもの福祉が守れない場合、虐待されている子どもの親族(父・母、祖父母、兄・姉、叔父・叔母、従兄弟などが含まれます)や検察官、あるいは児童相談所長は家庭裁判所に親権の喪失および未成年後見人の選任、解任の申し立てを行うことができる。